

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 April 2025

「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

第5版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な40以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくはこちらをご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 105

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 105 となる本号では、日本、対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令 2025 年 5 月 19 日に施行、英国 HMRC が移転価格アプローチにおける共通リスクへの対応手引きに関する説明会を開催等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令 2025 年 5 月 19 日に施行

2. アジア

シンガポール：2025 年度予算案 – 主要な税制改正

3. 米州

米国：デラウェア州一般会社法の重要な改正

米国：企業透明性法に基づく実質的所有者情報の報告要件に関するアップデート

4. 欧州

英国：HMRC が移転価格アプローチにおける共通リスクへの対応手引きに関する説明会を開催

「2024-2025年 国際仲裁イヤーブック（英語）」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーでは、2024-2025年度国際仲裁イヤーブックを発行しました。本イヤーブックは、昨年1年間の国際仲裁における注目すべき動向について、世界40以上の法域の分析を網羅しています。

本年度版には、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）や HKIAC（香港国際仲裁センター）を含む多くの機関による新しい仲裁規則、及び 2024 年にアブダビに開設された新しい仲裁センターである ArbitrateAD の詳細をはじめとする内容が含まれています。

詳しくはこちらをご覧ください。

International Arbitration Yearbook
2024 - 2025

1. 日本

日本

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令 2025 年 5 月 19 日に施行

2025 年 4 月 4 日に対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令並びに関連省令及び告示（以下、「本各改正」）が公布された。本各改正は 5 月 19 日に施行される。本各改正に関する 1 か月のパブリックコメント期間では、国内外から 70 近くの意見が寄せられ、高い関心を集めた。

概要

- 本各改正により、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」）第 27 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 2 第 1 項に基づく事前届出免除制度を利用することのできる外国投資家の範囲が変更される
- 事前届出免除制度を利用することのできる外国投資家の範囲を限定するために、「特定外国投資家」、「特定外国投資家に準ずる者」及び「特定コア事業者」の 3 つの新しい概念が導入された
- パブリックコメント期間の結果、財務省は「対内直接投資等に関する政令等の改正（令和 7 年 4 月 4 日公布）に係る Q&A」¹を公表し、「特定外国投資家」、「特定外国投資家に準ずる者」及び「特定コア事業者」の範囲を明確化した

本各改正の背景

2020 年の外為法改正以降、指定業種に該当する事業を行う日本の上場企業の株式の 1%以上を外国投資家が購入する場合、原則として事前届出が必要となるが、一定の要件を満たす外国投資家（違反処分を受けた者、外国政府・国有企業及び認証を受けていないソブリン・ウェルス・ファンドを除く）は、事前届出免除制度を利用することができる。

本各改正は、国家安全保障の観点から対日直接投資の審査を強化する必要性に鑑み、国の安全等を損なうリスクが高いと認められる外国投資家による事前届出免除制度の利用を制限することを目的としている。国の安全等を損なうリスクが高いと認められる外国投資家として、外国政府による情報収集活動に協力する義務を負う外国投資家が本各改正の対象とされた。

本各改正は、「対内直接投資に関する政令」、「対内直接投資に関する命令」、「対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準告示」及び「特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準告示」の改正により構成される。本各改正施行以降使用される「対内直接投資に関する命令」の別紙様式も公表されている。

事前届出免除制度に関する変更の概要

以下の表が本各改正前の事前届出免除制度を利用できる外国投資家を表している。

¹

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/relatedocument_20250404_1.pdf

2025年金融機関展望レポート (英語)」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーの金融機関担当弁護士が、2025年に金融機関に影響を与えるトピックについて考察する「2025年金融機関展望レポート」を発行いたしました。今年も、地政学的リスク、テクノロジーの進化、規制の進展などにより、継続的な変化がもたらされることは明かです。金融機関はリスクコントロールに留まらず、チャンスをもたせるための準備が益々重要となっています。

本レポートは、フィンテックやデジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ、規制審査といった金融機関が直面するリスク要因に関する最新情報を網羅しています。

また、アセットマネジメント、ファイナンシャルスポンサーや投資銀行向けに、税制、オルタナティブ・ファイナンス、アダプテーション・ファイナンス、EU域外銀行支店規則などについても解説しています。

詳しくはこちらをご覧ください。



事前届出免除制度（改正前）

- 指定業種への投資については原則、審査付事前届出を求めつつ、健全な投資を阻害しないよう、経営に関与しない等の一定の基準を満たす場合には、投資家属性等に応じ、以下のとおり審査付事前届出の免除が利用可能。
- 外国金融機関：コア業種を含むすべての指定業種に対する投資について、審査付事前届出の免除が利用可能。
- 一般投資家、認証を受けたソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）等
 - コア業種を除く指定業種について、審査付事前届出の免除が利用可能。
 - コア業種に対する投資については、10%未満の株式取得等で、取締役会等の重要な意思決定に関与しない等の上乗せ免除基準を遵守する場合に限り審査付事前届出の免除が利用可能。
- 外国政府・国有企業等：すべての指定業種について、審査付事前届出の免除は利用不可。

上場株の場合		外国金融機関 (※ 外国の業法等の法令に基づき当局の監督を受ける金融機関)	一般投資家 認証SWF等	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等
	非指定業種	規制対象外		
	コア以外の 指定業種	免除基準を遵守する場合、 事前届出免除が利用可能		審査付事前届出 ※免除利用不可
	コア業種	(10%未満) 免除基準+上乗せ免除基準を順守する場合、事前届出免除が利用可能	(10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可	

※ 2025年4月1日に財務省が報道発表した「『対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令』について」の「関係資料（概要）」第2頁より引用²

以下の表が本各改正後の事前届出免除制度を利用できる外国投資家を表している。

事前届出免除制度（改正後）

(赤字は今回追加)

上場株の場合		外国金融機関	一般投資家 認証SWF等	特定外国投資家に準ずる者 (新カテゴリー)	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等、又は、 特定外国投資家	
	非指定業種	規制対象外				
	コア以外の 指定業種	従来の免除基準			審査付事前届出 ※免除利用不可	
	コア業種	(10%) 未満 従来の 免除基準 + 上乗せ 基準	(10%) 以上 審査付 事前届出 ※免除利用 不可	(10%未満) + 更なる上乗せ 基準を遵守する 場合、免除利用 可能		(10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可
	特定コア事業者 (新カテゴリー)	審査付事前届出 ※免除利用不可				

※非上場株の場合、コア業種に係る株式取得については、従来よりすべての外国投資家に対し事前届出を義務付けている。その他の指定業種に係る株式取得については、上場株の場合と同様、今般改正により、特定外国投資家を事前届出が義務付けられる投資家類型に追加する。

※ 2025年4月1日に財務省が報道発表した「『対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令』について」の「関係資料（概要）」第3頁より引用³

2

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/relatedocument_20250331_1.pdf

3

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/relatedocument_20250331_1.pdf

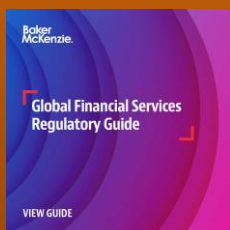
「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



「特定外国投資家」は、外国投資家のうち、①対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じる恐れが大きい情報を、外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等に開示することによって、当該外国政府等に協力する義務を負う組織（法人その他の団体）若しくは個人、又は②①の義務を負う組織・個人及び当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が議決権・株式数等の50%以上を占める組織若しくは役員の1/3以上を占める組織をいう。

「特定外国投資家に準ずる者」は、(1) ①が実質的な意思決定を掌握していると認められる者、(2) 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者、又は(3) ①若しくは②との契約、若しくは当該契約を行った者との契約（さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者をいう。

「特定コア事業者」は経済安保推進法における「特定社会基盤事業者」で、かつコア業種に属する事業を営む事業者をいい、電力、鉄道及び電気通信事業等の基幹インフラ事業が含まれる。「特定コア事業者」に該当する上場企業は更新された「本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト」において特定されている⁴。

本各改正のもとでは、指定業種に該当する事業を行う日本の上場企業の株式の1%以上を外国投資家が購入する場合、以下の通りとなる。

1. 「特定外国投資家」は、取得する株式の割合が10%以下か或いは投資先の日本企業がコア事業に該当する事業を営んでいるか否かを問わず、事前届出免除制度を利用できない
2. 「特定外国投資家に準ずる者」は、（ア）投資先の日本企業の事業がコア事業に該当せず、（イ）取得する株式の割合が10%以下であり、（ウ）一般投資家が事前届出免除制度を利用するために満たさなければならない上乗せ基準よりも高い、更なる上乗せ基準（非公開情報へのアクセス制限を含む）を満たした場合にのみ、事前届出免除制度を利用することができる

パブリックコメント期間の結果

本各改正に関する1か月のパブリックコメント期間では、国内外から70近くの意見が寄せられた。多くの意見は「特定外国投資家」及び「特定外国投資家に準ずる者」の範囲に関するものであり、財務省は「対内直接投資等に関する政令等の改正（令和7年4月4日公布）に係るQ&A」⁵（以下、「Q&A」）の公表に至った。Q&Aでは、質問の多かった「外国政府等による情報収集活動に協力する義務」について「外国政府の要請等に基づく、一般的・恒常的に、いわゆるインテリジェンス活動に協力する義務」を指すと明確化し、金融検査や税務調査、労働監督当局の調査、刑事事件の捜査等による情報の提供義務はそれに該当しない旨が明示された。また、従来包括免除が適用されていた外国金融機関についても「特定外国投資家」又は「特定外国投資家に準ずる者」の要件を満たす場合には事前届出免除制度が利用できないのかという点についても複数の質問が寄せられた。Q&Aでは、従来包括免除が適用されていた外国金融機関であっても、「特定外国投資家」又は「特定外国投資家に準ずる者」に該当する場合は、これらが優先され、包括

⁴

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/gaitouseilist.xlsx

⁵

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/relatedocument_20250404_1.pdf

「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適應しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジツトセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



免除の対象外となり、それぞれ該当する類型に応じて事前届出免除制度の利用ができないことが明確化された。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

シンガポール

2025 年度予算案 – 主要な税制改正

概要

2025 年度シンガポール予算案（以下、「2025 年度予算案」）は、コスト圧力への対応、経済成長のためのイノベーション能力の向上、労働力の変革及び持続可能な都市の構築に焦点を当てており、シンガポールが独立 60 周年を迎えるにあたり、世界的な不確実性及び地政学的緊張への対処することを目的とするものである。

シンガポールは国際税制の動向を注視しており、必要に応じて国内税制の改正を行うことも視野に入れている。一方で、シンガポールは経済競争力を高めることで国際的なビジネスハブとしての魅力を維持するため、様々な税制措置を導入している。これには、従業員株式報酬（以下、「EEBR」）制度に基づく新株発行、承認された費用分担契約（Cost Sharing Agreement。以下、「CSA」）に基づくイノベーション活動に対する控除制度、1947 年所得税法（以下、「ITA」）第 13W 条の強化、資本市場、金融及び海事産業に対する税制優遇措置等が含まれる。

2025 年度予算案における税制改正の主要な点は以下の通りである⁶。

主要な改正点等

- シンガポールは、BEPS 第 2 の柱に基づき多国籍企業トップアップ税及び国内トップアップ税を導入済みであり、国際基準を遵守しつつ競争力ある国内税制を維持するために、引き続き国際的な動向を注視していく
- 2026 年の課税年度（Year of Assessment）より、EEBR 制度に基づく新株発行のために、関連する持株会社又は特別目的会社に対して行われる支払いに対し、新しい税額控除制度が導入される
- 2025 年 2 月 19 日より、承認された CSA に基づき企業がイノベーション活動（innovation activity）に対して行う支払いは、100%税額控除の対象となる。これにより、イノベーション活動の範囲が広がり、従前は ITA 第 2 条にいう「研究開発」（research and development）活動の範囲に含まれず、税額控除の対象とみなされなかった活動も、イノベーション活動に含まれることとなる
- 第 13W 条の適用を拡充するため、適用期限の撤廃、資本として計上される優先株の処分による利益をカバーするための適用範囲の拡大等が行われる。現在、株式売却の直前 24 か月間以上に亘り、売却対象会社の株式の 20%以上を保有し、かつ 2012 年 6 月 1 日ないし 2027 年 12 月 31 日の期間に普通株式を売却した場合、免税とされているところ、当該株式保有条件は連結ベースで判断されることになる
- 新規上場企業に対する法人所得税の還付、新規ファンドマネージャー上場に対する優遇税率の引き上げ、及びファンドマネージャーの適格所得

⁶ 本稿はベーカーマッケンジー シンガポールオフィスのニュースアラートを抄訳したものである。詳細については、原文を参照されたい。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



に対する租税の免除等、シンガポールの資本市場を活性化するための一連のインセンティブが導入される

- その他、2025年の課税年度における法人初所得税還付、国際化のための二重税控除（Double Tax Deduction for Internationalization）、合併及び買収、並びに土地集約化手当（Land Intensification Allowance）制度の延長等、企業を支援するための様々な制度が導入される

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

デラウェア州一般会社法の重要な改正

2025年3月25日、デラウェア州知事の Matt Meyer 氏により、デラウェア州一般会社法に大幅な変更をもたらす改正案に署名がされ、その成立が承認された。本改正は、テキサス州やネバダ州等が法人設立地として台頭する中で、デラウェア州一般会社法を改正することにより、デラウェア州のビジネス拠点としての地位を高めることを目的としており、同法の重要な要素を変更するものである。本改正は、2025年2月17日以前に完了又は係属した訴訟等や帳簿・記録の閲覧請求を除き、時期にかかわらず、対象となる全ての行為及び取引に遡及的に適用される。

以下、本改正に関する主要な留意点について概説する。

1. 「支配株主（Controlling Stockholder）」の定義の明確化

デラウェア州一般会社法第 144 条(e)(2)において「支配株主」の定義が追加された。この定義は、支配の概念を以下の者（その関係者を含む）に限定する。

- 取締役選任議決権を有する株式、又は全取締役の議決権の過半数を有する取締役選任議決権を有する（契約に基づきかかる権利を有する場合を含む）株式の過半数を所有又は支配している者
- 取締役選任議決権を有する株式の少なくとも 3 分の 1 を所有又は支配し、かつ会社の事業及び業務について経営に関する権限を行使する能力を有する者

デラウェア州の裁判所はこれまで、取締役会に対する影響力、契約上の権利、権限が行使される状況等の要素を考慮の上、株主が会社の事業及び業務に対する支配権を行使する能力を有しているかどうかという基準をもって、支配株主該当性を判断していた。新たに追加された定義は、支配株主該当性を判断するためにより具体的な基準を提供するものであり、従来の不明確さを軽減する。

2. 証券取引所規則に基づく取締役の利益相反の不存在の推定

デラウェア州一般会社法第 144 条(d)(2)の改正により、(i) 取引の当事者ではなく、かつ、(ii) 取締役会が、適用される証券取引所の独立性に関する規則及び会社が指定する特定の独立性基準を満たしていると判断した公開会社の取締役に適用される、利益相反の不存在の推定が規定された。

支配株主との間の取締役の利益相反を評価する際には、証券取引所の基準が、当該支配株主を会社に置き換えて適用される。支配株主による取締役会

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



に対する取締役の指名、選任、投票は、支配株主との間で利益相反関係にある取引において当該取締役が利益相反していることの証拠とはならない。

独立性の推定は強化されており、取締役が行為又は取引に対して重要な利益相反を有する、或いは行為又は取引に対して重要な利益相反を有する者との間で重要な関係を有するという具体的かつ詳細な事実によってのみ反証される可能性がある。

過去数年間、一部のデラウェア州裁判所の判決は、支配株主との非重要・非経済的な関係を理由として取締役の利益相反を問題としてきた。これに対し、かかる判例は、利益相反のない特別委員会に決定を委ねることによって「正しいことを行おうとする」（to do the right thing）企業の予測可能性を損なうという主張がされている。取締役の独立性を、確立された証券取引所の規則に結びつけることで、独立性評価に対する裁判所の再判断が減少することが期待される。

3. 利益相反のある取締役及び役員による取引に関するセーフハーバールール

デラウェア州一般会社法第 144 条(a)において、取締役の利益相反を伴う取引が、かかる利益相反の事実のみに基づいて無効とされることを防ぐメカニズムが規定されていた。もっとも、かかる旧セーフハーバールールは、セーフハーバールールの対象となったとしても、信託義務違反を問われる可能性があることや、利益相反のある支配株主が関与する取引に対応していないことから、その不十分性が指摘されていた。

本改正により、利益相反のある取締役及び利益相反のある支配株主のそれぞれが関与する状況に対するセーフハーバーが規定される。さらに、これらのセーフハーバールールを遵守することで、取締役、役員及び支配株主に対する金銭的損害賠償及び衡平法上の救済措置が明示的に禁止され、より広範な保護が提供される。

本改正は、デラウェア州最高裁判所の Kahn v. M & F Worldwide Corp. 判決を端緒とする判例法を通じて広まった「MFW ドクトリン」の適用の拡大に歯止めをかける。MFW ドクトリンの下では、利益相反のある支配株主の取引は、(1) 独立した取締役の特別委員会、及び(2) 利益相反のない株主の過半数によって承認されていることという条件が満たされない限り、経営判断原則の恩恵を受けることができなかった。これに対し、MFW ドクトリンは非常に負担が大きく、過失による違反等も発生しやすいため、会社側において、セーフハーバールールではなく、完全な公正性基準（entire fairness test）の下で取引を防御することを余儀なくされるという批判がされていた。

本改正により、過半数が利益相反関係のない取締役により構成された特別委員会によって承認された場合等がセーフハーバールールの対象となり、所定の要件を満たす場合において、裁判所が取締役会の独立性判断に最終的に同意しない場合でも、セーフハーバールールが利用可能となっている。

本改正を踏まえて、デラウェア州企業は、当該取引に異議を唱える株主による訴訟等のリスクに備えるために、新たに制定されたセーフハーバールールの下で、利益相反取引を承認する最善の方法を決定するために、自社の利益相反取引を見直すことが推奨される。

4. 信託義務違反に基づく支配株主の金銭的損害賠償責任の免責

本改正により、忠実義務違反や故意の不正行為・法令違反等によって生じた責任を除き、基本定款（certificate of incorporation）を変更することなく、会社や他の株主に対する支配株主の金銭的損害賠償責任が免責される。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



デラウェア州判例法上、支配株主は特定の状況における善管注意義務を含む信託義務を負う。もっとも、現行のデラウェア州一般会社法においては、支配株主に対して、取締役や役員に認められている免責と同様の免責権が認められていない。本改正により、支配株主は、善管注意義務違反による金銭的損害賠償責任のリスクにさらされなくなる。また、かかる支配株主に対する免責は、取締役及び役員に対する免責規定とは異なり、効力を有するための定款のオプトイン条項は必要とされない。

5. 株主の帳簿・記録請求に適用される新たな手続基準及び情報請求権の範囲の縮小

デラウェア州一般会社法第 220 条は、株主の、デラウェア州の企業の帳簿及び記録（books and records）を閲覧する権利を規定する。直近のデラウェア州裁判所の判決は株主の当該閲覧請求権を拡大し、結果として、取締役、役員及び経営陣によるコミュニケーションを含む、より広範な企業文書の請求が増加した。もっとも本改正により、以下のとおり、株主の企業記録へのアクセスが制限され、請求に対する厳しい要件が課された。

・ 「帳簿及び記録」の定義

本改正により、「帳簿及び記録」には、定款（当該定款に組み込まれた文書を含む）、付属定款、会議議事録、署名された株主同意書、全株主への正式なコミュニケーション、取締役会及び委員会の資料、年次財務諸表、現在又は将来の株主との間で第 122 条(18)に基づいて締結された契約、及び取締役の独立性に関するアンケート等の主要な企業文書が含まれることが明確にされた。一方で、取締役、役員及び経営陣からの電子メールやテキストメッセージ等のコミュニケーションは除外された。

・ 期間制限

本改正により、大半の情報カテゴリに関して、株主が記録へのアクセスを要求できる期間が3年間に設定された。

・ 請求要件

記録を請求するにあたって、株主は、請求の目的を明確にし、「合理的な特定性（reasonable particularity）」（デラウェア州判例法の下で発展した「信頼に足るか否か（credible basis）」の基準よりも高いハードルとなる可能性がある）をもって、閲覧を請求する記録を特定する必要がある。

・ 機密保持

会社側において、アクセスされた記録に対して機密保持や使用及び配布の制限を明示的に強制する権限が与えられる。提供された資料が、法的な訴状に引用される場合もあり、裁判所が選択的に引用された抜粋ではなく、全体の文脈を評価できるようになる。また、会社側において、株主により指定された目的に関連しない情報については削除することができる。

・ 例外措置

会社が、株主より請求された「帳簿及び記録」を持っていない場合、裁判所は、株主の目的を達成するために必要かつ不可欠な範囲でのみ、かかる帳簿及び記録と機能的に同等の記録を提供するよう企業に命じることができる。また、裁判所は、他の特定の記録について、閲覧を請求する株主が、その正当な目的を達成するために、かかる記録の閲覧が必要かつ不可欠であることを、明確かつ説得力のある証拠によって証明した場合に限り、裁判所は、他の種類の記録の提出を命じることができる。

[最初のページに戻る](#)

米国

企業透明性法に基づく実質的所有者情報の報告要件に関するアップデート

概要

2025 年 3 月 21 日、企業透明性法（the Corporate Transparency Act; CTA）に基づく実質的所有者情報（beneficial ownership information; BOI）報告書の提出義務に関する重要なアップデートがあった。

すなわち、米国金融犯罪取締ネットワーク（US Financial Crimes Enforcement Network; FinCEN）は暫定最終規則（IFRs）を公表し、CTA に基づく BOI 報告要件を限定している。IFRs の下では、「外国報告企業（foreign reporting companies）」の定義に該当する事業体のみが、CTA に基づく BOI 報告要件を遵守する必要があるとされている。加えて、「米国人（US persons）」は、外国報告企業の実質的所有者としての報告対象から除外され、またそのような企業に関する自身の BOI の提供義務を免除されている。本 IFRs はまた、2025 年 3 月 26 日より前に米国で事業登録を行った外国報告企業について、BOI 報告書の提出期限を 2025 年 4 月 25 日まで延長する。この暫定最終規則は 60 日間の意見公募期間の対象であり、FinCEN は年内に最終規則を発行する予定である。

詳細

2025 年 3 月 21 日に発行された IFRs は、今年初めに FinCEN 及び米国財務省が行った CTA に基づく BOI 免除に関する発表を正式化するものである。本 IFRs はまた、CTA の適用範囲にさらなる制限を設けている。

本 IFRs は、2022 年に発行された既存の CTA 規則をいくつかの重要な点で修正することにより、追加的な BOI 免除及び制限を導入している。

第一に、本 IFRs は「報告企業（reporting company）」を、外国法に基づき設立され、米国のいずれかの州において州務長官への書類提出により事業登録を行った法人、有限責任会社、又はその他の事業体と定義している。従って、現在 BOI 報告書の提出が義務付けられているのは、米国内で事業登録を行った外国法を設立準拠法とする事業体のみとなる。

第二に、本 IFRs は「国内事業体（domestic entity）」を報告企業から明確に除外し、これらの事業体を BOI 報告要件から免除している。国内事業体は、本 IFRs により、米国の州の州務長官への書類提出によって設立された法人、有限責任会社、又はその他の事業体と定義されている。

外国で設立されたパートナーシップが CTA 上の「事業体」に該当するかどうか、また、それが米国で事業登録した場合に BOI 報告書を提出する必要があるかについては必ずしも明確ではない。しかしながら、米国の税務上のパートナーシップは「事業体（entities）」として規定されていることから、米国で事業登録を行う外国パートナーシップは、本 IFRs に基づき、その非米国人オーナーに関する BOI 報告書を提出する義務を負うと判断される可能性が高いと考えられる。もちろん、米国の州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップは、現在 BOI 報告義務から免除されている。

第三に、本 IFRs は、報告企業が、その企業の実質的所有者であるいかなる「米国人」に関する BOI 報告義務を免除すると定めている。加えて、「米国人」自身も、自身が実質的所有者となっている報告企業に関する BOI を提供する義務から免除される。従って、実質的所有者が米国人のみである報告企業は、いかなる実質的所有者についても報告義務から免除されることになる。この点は、本 IFRs の序文に明確に記載されている。

BOI 報告から「米国人」が新たに免除されたことに伴い、この用語がどのように定義されているかを理解することが重要である。CTA では、「米国人」という用語を、米国市民、暦年中のいずれかの時点で米国の合法的な永住者（いわゆる「グリーンカード」保有者）である非米国市民、及び特定の年について米国所得税法上の「実質的滞在テスト（substantial presence test）」を満たす非米国市民と定義している。

結論として、本 IFRs の下で報告企業に該当する事業体（すなわち、米国の州で事業登録を行った非米国事業体）のうち、米国人ではない実質的所有者を持つ事業体が、現在 BOI 報告要件を遵守する義務を負う対象となる。2025 年 3 月 26 日より前に州務長官に米国での事業登録を行った報告企業は、2025 年 4 月 25 日までに BOI 報告書を提出する必要がある。2025 年 3 月 26 日以降に登録された報告企業は、その登録が有効である旨の通知を州務長官から受領した後、30 暦日以内に初回の BOI 報告書を提出する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

英国

HMRC が移転価格アプローチにおける共通リスクへの対応手引きに関する説明会を開催

概要

2025 年 3 月 5 日、英国歳入関税庁（HMRC）は、2024 年 9 月に公表された「コンプライアンスに関するガイドラインー 移転価格アプローチにおける一般的なリスクへの対応」（以下、「GfC7」）に関するウェビナーを開催した。このウェビナーでは、HMRC がどのようにガイドラインを利用するつもりなのか、また、英国の納税者、英国の税務リスク責任者、税務スペシャリストが、移転価格における回避可能な一般的リスクを納税者が軽減できるよう、ガイドラインの推奨事項の明確化がなされた。

ウェビナーでは、GfC7 の紹介と、その適用に関する主な分野の説明が行われた。また、英国における移転価格（TP）コンプライアンス・リスクの管理、HMRC による調査で頻繁に精査される一般的なコンプライアンス・リスクの特定、これらのリスクを軽減するためのベストプラクティスの導入に焦点が当てられた。GfC7 の採用は義務ではないが、HMRC は GfC7 の使用を推奨している。GfC7 は企業のリスクに対する姿勢を反映するものであり、HMRC の調査対象企業の選定に影響を与えることを留意する必要がある。

以下ではウェビナーの概要を紹介する。

はじめに

HMRC は、移転価格における一般的な回避可能なリスクを納税者が軽減できるよう、GfC7 を開発した。回避可能なリスクには以下のような項目が含まれる。

- 調査や調整のリスクを内在する移転価格ポリシー
- 移転価格ポリシーを実施する際の誤りや見落とし
- 最新の移転価格アプローチに含まれていないビジネスの変化や発展
- コンプライアンス業務におけるスコープの誤り
- 事業の説明が不正確な文書作成

- 実績の計算・報告における回避可能なエラー

このような情報の欠如は、調査を長引かせる主な要因であることが知られており、この目的は、納税者が裏付けとなる情報を同時期に特定し、保持できるようにすることである。HMRC は、GfC7 に記載されている全てのトピックや分野について、企業が全てのベストプラクティスを採用することは意図していないと明言しており、多くの納税者にとって負担が大きく、時間がかかることを認めている。

しかし、HMRC は、納税者が全てのリスク分野を検討し、特に複雑な取引や高リスクの取引が確認された場合、コンプライアンスに重点を置き、ビジネスに最も関連する分野の活動を強化する必要があるかどうかを評価することを推奨している。

GfC7 ガイダンスの適用は、HMRC が事業者のリスクに対する姿勢をどのように見ているかに影響し、ひいては HMRC による調査対象者の選定に影響を与える。納税者コンプライアンス・マネージャー（CCM）を任命された事業者については、そのグループが GfC7 ガイダンスをコンプライアンス・プロセスにどのように組み込んでいるかが、納税者の年次事業リスクレビュー（BRR）の一環として評価される。

第一部：英国ビジネスのコンプライアンス・リスクの管理

GfC7 のパート 1 は、英国の税務リスク責任者が関連するグループ部門及び外部委託業者と協力し、効果的で根拠ある英国移転価格コンプライアンス・プロセスを確立することを目的としている。英国の税務リスク責任者とは、通常、英国事業に精通した英国の従業員を指す。

HMRC は、英国ビジネスや必要なコンプライアンス範囲を十分に理解していない可能性のある外部アドバイザーやオフショアグループの税務チームだけに頼るのは不十分であると強調している。従って、納税者は、業務範囲が適切であること、事実内容が正確であること、ビジネスモデルを反映した結果が得られることを確実にするために、英国事業に精通した人材をグループ内に特定することが極めて重要である。

効果的な英国における移転価格税制のコンプライアンスに関するプランニングとスコーピングのベストプラクティスは以下の通りである。

- グループの移転価格コンプライアンス・モデルと、それが英国の保証に与える影響を理解すること
- 英国事業に影響を与えるグループ移転価格ポリシーとグループ内合意を認識すること
- 過年度からの進展、重要性、比例性、及び深度に関するコンプライアンス活動の対象の決定（グループ内の商品やサービス、第三者との新たな契約、合併、売却、再編、無形資産の譲渡、幹部職員やガバナンスの変更等における重大な変更が含まれる）

英国でこれらの取引を処理する者は、TP ポリシーの条件を認識し、それを実践的に実施する方法を理解することが極めて重要である。これにより、グループ内取引の計算ミスや計算漏れを防ぐことができる。

計算の落とし穴を避けるためのベストプラクティスの提案は、通常、英国の税務リスク責任者が行う：

- 専門家と協力して、実際に達成された利益や損失が独立企業間かどうかを判断し、見直す

- 損益の二重計上を避けるため、TP ポリシーを個別に計算し、計算結果を法定会計と照合する
- TP ポリシーでカバーされていない新規の取引やその他の取引に特にフラグを立てる

最後に、HMRC は、全ての関連情報を一箇所にまとめた「補助情報ファイル」を作成することを推奨している。HMRC は、GfC7 ガイダンスの付録 1 に記載されているそのような裏付けとなる証拠の例は、チェックリストや包括的な性質を意図したものではないことに留意されたい。

第二部：共通のコンプライアンス・リスク

GfC7 の第 2 部では、HMRC が問い合わせの際に頻繁に遭遇する一般的なコンプライアンス・リスクを納税者が特定できるよう、コンプライアンス・サイクルを通じた実践的なリスク・フレームワーク・サイクルを提供している。このセクションは主に TP スペシャリストを対象としており、英国の納税者がどのように推奨事項を採用し、申告ポジションを文書化し、高リスクの指標を軽減できるかに焦点を当てている。

HMRC は、徹底的かつタイムリーな機能分析の重要性を強調している。

OECD 移転価格ガイドラインに規定されているその他の経済的に関連する特性（契約条件、財産やサービスの特性、経済状況、事業戦略等）の正確な定義付けとともに、十分に文書化された機能分析は信頼性を高めるとしている。理想的なベストプラクティスは、税務申告を行う前に機能分析を行うことである。そうでない場合、HMRC は、申告後に機能分析を行うことは、提出された申告書の結論が実際に実行された機能によって裏付けられていない可能性があり、それにより罰則のリスクが高まるリスクがあると警告している。また HMRC は、無形資産に関する納税者の分析が不十分であることがよくあると指摘している。完全で正確な分析には、R&D 機能、製品開発プロセス、無形資産の開発、強化、維持、保護、利用（DEMPE）における英国の役割の詳細な説明が含まれるべきである。また納税者は、このような分析結果を、研究開発クレジットや関連特許のクレームで提出された文書と照合するよう注意しなければならない。提出書類間の矛盾は、HMRC による納税者のコンプライアンス・プロセスに対するリスクプロファイルが高いことを示す可能性が高い。

HMRC は、GfC7 の第 2 部に記載されたガイダンスに従うことで、企業や納税者の専門家がコンプライアンス・サイクルをより円滑に進め、特定された一般的なリスクを軽減できることを期待している。適切な文書化が基礎となる作業を正確に反映することで、不必要なコンプライアンス負担を軽減することができる。

第三部：移転価格方針の設計リスクに係る指標

GfC7 のパート 3 は、移転価格ポリシーの設定や既存の移転価格ポリシーアプローチのリスクの見直しに携わる社内の税務及び移転価格スペシャリストに関連するものである。本セクションには、以下のような移転価格の複雑な分野が含まれている。

- 無形資産
- ローカル市場を統括するグループ内サービス
- 目標利益が設定されている移転価格モデル
- グループ内役務に対するコストを基にした報酬と売上を基にした報酬

- フランチャイズ手数料及び類似の一括手数料の取り決め

このような取引は複雑な性質を持つ可能性があるため、HMRC は、このような取引を行う英国企業に対し、十分な検討とコンプライアンスを確保するために、専門家に相談することを推奨している。

小括

HMRC TP ウェビナーでは、ガイドラインの実践的な適用と移転価格コンプライアンスへの期待について貴重な洞察を提供している。また、企業がどのように移転価格リスクを管理し、HMRC の基準を確実に遵守することができるかについて、明確化を行っており、納税者が英国における移転価格リスクのコンプライアンスを向上させる上で重要な情報を提供している。

[最初のページに戻る](#)